

四国中央市 SDGs 推進パートナー等 登録申請要領

1. パートナー等の登録対象について

- 登録対象は、市内に本店又は支店等を有し、市内で事業活動を行う法人または市民団体、個人事業主等とさせていただきます。
- 上記のうち、以下に1つでも該当する場合は、登録対象外となりますので、ご注意ください。
 - ・市税の滞納がある（ただし、コロナ特例の徴収猶予分は除く）
 - ・四国中央市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は、同法同条第3号に規定する暴力団等若しくはそれらと密接な関係を有する事業者である
 - ・その他関係法令等に違反する重大な事実がある又は社会通念上、登録するにふさわしくないと判断される事由がある

2. パートナー等の区分について

■パートナー

【定義】

SDGs の達成に向けた具体的な取組を実施する意思を有すること。（ただし金融機関は除く）

■ゴールドパートナー

【定義】

環境・社会・経済の3側面において、SDGs の達成に向けた具体的な取組の実績があり、今後の計画が設定されていること。（ただし、金融機関は除く）

■ファイナンシャルパートナー

【定義】

金融機関のうち、

- (1) 一企業として、SDGs の達成に向けた具体的な取組を実施する意思を有すること。
- (2) 金融機関として、市内企業等の将来的なリスク管理と収益機会発掘に繋がる取組を実施する意思を有すること。

3. 申請方法について

随時受付を行っております。

提出先：四国中央市役所 経営企画部 経営戦略課

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

TEL:0896-28-6005

Mail:sdgs_mirai@city.shikokuchuo.ehime.jp

提出が必要な書類

[全区分共通]

- ・推進パートナー登録申請書（様式第1号）
- ・活動計画書（様式第2号）
- ・パートナー等登録時連絡票

[ゴールドパートナーのみ追加で必要]

- ・SDGs 達成に向けた重点取組事項
- ・SDGs 達成に向けた具体的な取組

※ご不明点等がございましたら政策推進課までお問い合わせください。

[連絡先]

四国中央市役所 経営企画部 経営戦略課

TEL 0896-28-6086

Mail sdgs_mirai@city.shikokuchuo.ehime.jp